

常任委員会の審査報告

総務市民常任委員会

二本松市税条例の一部を改正する条例制定、一般会計補正予算について

○二本松市税条例の一部を改正する条例制定について

問 地方決定型地方税制特例措置において、先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物の要件は。

答 家屋については、300万円以上の先端設備等に併せて整備した事業用のものが対象となる。構築物については、旧モデルと比較して生産性が年平均で1%以上向上するものが対象となる。

○令和2年度二本松市一般会計補正予算

問 新型コロナウイルス感染症対策として折りたたみ式簡易ベッドを購入するとのことだが、どこで保管し利用するのか。

答 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して260台購入し、指定避難所となる公民館や住民センター等にあらかじめ配備することにより、避難所として開設する際にスムーズに利用できるようにしたい。

意見 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用し、新型コロナウイルス感染症への対応で疲弊している市民の負託に応えるべきである。

意見 交通対策事業について、タクシー運賃助成の申請者や利用者が多い場合には、補正予算を組んで対応するべきである。



机上審査の様子

産業建設常任委員会

一般会計補正予算について

問 観光誘客支援事業の宿泊クーポンについては、インターネット上での取り扱いのみだが、インターネットを使用できない方等がこの事業を利用できるような方策は検討しないのか。

答 クーポンの利用を直接申し込める方法やインターネットの操作を支援する方法等、関係機関と協議のうえ検討していきたい。

問 観光誘客支援事業について、市内の旅行業者を加えて実施することはできないのか。

答 大手旅行サイトの活用を想定しているため、現時点で計画している取り扱いに含めることは難しい。

問 今回の補正予算での道路修繕予定箇所は何か所か。

答 二本松地域22か所、安達地域5か所、岩代地域16か所、東和地域14か所で、合計57か所である。

討議 観光誘客支援事業については、より効果的に事業が実施できるよう、市内の旅行業者が取り扱えるような実施方法を検討すべきである。

討議 道路等維持管理経費について、安全・安心のため、予算の確保と拡充をより一層図っていくべきである。



机上審査の様子

9月3日に付託された各議案は、9月7日及び8日に各常任委員会で詳細な審査が行われ、最終日17日の本会議で、各常任委員長から審査の経過と結果が報告されました。各常任委員長から報告された審査の主な状況をお知らせします。

文教福祉常任委員会

一般会計補正予算について

問 学童保育事業の新型コロナウイルス感染症対策において、指定管理業務委託料と業務委託料の内容は。

答 指定管理業務委託料は二本松市社会福祉協議会で実施している学童保育分1クラスあたり50万円で10クラス分の500万円、業務委託料は民営の学童保育分で同じく1クラスあたり50万円で3クラス分の150万円である。

問 二本松城跡発掘調査で、三ノ丸広場上段の学術調査において、松田家指図との整合を確認することだが、松田家指図が歴史的価値のあるものだということが確認できれば、三ノ丸御殿の復元に向けて大きな前進になるのか。

答 三ノ丸御殿については、二本松城跡整備基本計画において、建造物の復元についても言及し、復元の方法について具体的にはこれからの問題であるが、少なくともこのような建物があったということが検証されれば、復元に大きくつながってくるものと考えている。



机上審査の様子

議案などを専門的、合理的、能率的に審査する常設の常任委員会のほかに、特定事件を審査するために特別委員会を設置することができます。

9月定例会では、令和元年度各会計決算を審査するため決算審査特別委員会を設置しました。

9月9日及び10日に、全体会で机上での総括審査を行った後、分科会に分かれ質疑・討議が行われました。



決算審査特別委員会全体会の様子